

# 精神障がい者等によるピアサポート・研修会等開催支援事業補助金募集要領

令和 7 年 4 月 1 日  
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会

令和 6 年度の「精神障がい者等によるピアサポート・研修会等開催支援事業補助金」の交付を希望する者を次のとおり募集します。

## 1 目的

当補助金は、精神障がい者やその家族等で作る団体が地域住民等を対象にした精神障がいについて正しい知識や対応方法等を学ぶ体験談発表や情報交換、研修会等を行う取組みを支援し、共生社会の実現を図ること目的としています。

## 2 補助金区分及び募集期間等

|          |   |
|----------|---|
| 区 分      | 精神障がい者等によるピアサポート・研修会等開催支援事業補助金                  |
| 募 集 期 間  | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 1 2 月 2 6 日まで<br>※原則、先着順 |
| 補助対象事業者数 | 6 団体  |

※令和 8 年 3 月 3 1 日までに完了する事業を対象に募集を行います。

## 3 申請方法

補助金交付申請書を作成の上、郵送または持参により、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会に提出してください。

なお、申請に必要な書類の様式は、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会のホームページ（<https://www.tottori-wel.or.jp/p/soumu/4/>）からダウンロードできます。

## 4 交付要件及び補助額

|         |  |
|---------|--|
| 対 象 団 体 | 鳥取県内の精神障がい者やその家族等で作る団体   |
| 対 象 事 業 | ① ピアサポート事業<br>補助対象団体と当該団体に所属していない県民等が精神疾患等についてお互いの悩みを共有したり、情報交換を実施する事業<br>② 研修事業<br>県民を対象にした精神障がいについての正しい知識等を学ぶ研修会を企画・実施する事業<br>※同一年度内に①、②の事業を別々に申請することは出来ない。  |
| 補助対象経費  | 事業実施に必要な次の経費<br>・報償費（外部講師に対するものに限る）<br>・旅費（外部講師に対するものに限る）<br>・需用費（消耗品費、印刷費）<br>・役務費（通信運搬費、広告料、筆耕翻訳料）<br>・委託料（ポスター、チラシ等の作成に係るデザイン料に限る）<br>・会場・機材などの使用料（娯楽施設又はこれに類する施設で実施するものを除く）<br>※需用費について、飲食に係る経費は補助対象外<br>※補助金の交付決定日以前に支出された経費は、補助対象外 |
| 補 助 額   | 1 団体につき 1 0 0 千円（上限）   |

## 5 補助団体の決定方法

原則として先着順とします。なお、同着で一方を選択する場合は、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会会長による抽選とします。

## 6 申込・問合せ先

〒689-0201 鳥取市伏野1729-5  
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 総務部  
電話：0857-59-6331  
ファクシミリ：0857-59-6340  
メール：soumu@tottori-wel.or.jp

### 【補助金事務の流れ】

#### <補助金交付申請書を提出>

【提出期限】令和7年12月26日（予算の範囲内で、先着順）

#### <審査・交付決定>

交付要件を満たすことを審査し、「補助金交付決定通知書」を送付します。  
書類受領後、補助事業を開始することができます。

#### <補助金支払い>

補助金を指定の口座に振込ます（概算払い）。

#### <補助事業実施>

補助事業は、令和8年3月31日までに完了してください。

#### <実績報告書を提出>

【提出期限】事業完了後20日以内（最終提出期限：令和7年4月20日）

#### <検査・額の確定>

補助事業が適正に行われたことを確認し、「補助金の額の確定通知書」を送付します。

#### <補助金の返納>

補助金の確定額が概算払額を下回った場合は、その差額を県社協に返納してもらいます。